SOLEIL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

NewsLetter

2023.6 Vol.25

・クロスセータの大が



~今月のテーマ~ 電話勧誘販売規制の改正について





弁 護 士 法 人 丸 の 内 ソ レ イ ユ 法 律 事 務 所 弁 護 士 小 池 章 太

Executive Summary

- 1. 初めに
- 2. 特商法について
- 3. 昨 今 の 特 商 法 の 動 向 に つ い て
- 4.新しい電話勧誘の問題点と法規制
- 5.終わりに

年6 等の電子化対応に関する改正法は令和 5 れとは別に電話勧誘販売についての規定 法」といいます。)の改正により、事業者が 対応することとされました。この契約書面 交付すべき契約書面等について電子化に 令和 5 改正も行われました 月 年の特定商取引法 日に施行されました。また、そ (以 下 「特商

今回はこの電話勧誘販売 いてのお話をしようと思います。 元の規制 の改正

不意打ち的

情報源が

広告に限定

長期・高額

負担の取引

ビジネスに

不慣れな

個人が対象

消費者が求め

ない購入勧誘

(B

誘販売

ということになります。 ら、特商法という法律が定められた(ている) 共に各取引の問題点 型と考えられていましたが、段々と店舗に 入を規制しています。もともと、店舗で1 的役務提供、業務提供誘因販売取引、訪問購 売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続 体的な取引類型としては、訪問販売、通信販 り特別な取引方法を規制する法律です。具 る取引方法が行われるようになり、それと 行かなくても商品の売買を行うことができ 説明しておきます。特商法は、その名のとお 回商品を購入することが基本的な取引類 まず、特商法の規制対象について簡単に · 点)を規制する必要が生じたことか

(クレームや紛争にな 口

特定商取引法の取引類型と特徴

電話勧誘販売

訪問販売

通信販売

連鎖販売取引

特定継続的役務提供

業務提供誘因販売取引

訪問購入

昨今の特商法の 動向に

ネット る規制 る書面・ 者庁の取締りも近年段々に厳しくなり、特 規制を定めることとなりました。ではなぜ 規制は冒頭に述べたとおり、特商法に定 り、令和4年6月1日は、通信販売、 規制がされることになったのでしょうか。 ています。しかし、 流行りのネット ネット販売に関する取引について、 に広告等による販促に関しては最近では措 画 ネ 令和3年に特商法の改 ット販売は、上記の通り法改正や消費 面 販売ではなく電話勧誘販売につい 緩和の他、電話勧誘販売に関しても .交付の電子化を認めるといういわ に関する規制が定められる等、 販売に関する規制が行わ 今回令和5年6月1日 正が 可 決され 、最終購 昨 7 お



丸の内ソレイユ法律事務所

態です。 ŋ 置 ると言えるでしょう。 ・での ^締まりの事実が数多く公示されて 命令や課徴金納付命令等の行政による取 販売活動が制限されて したがっ て、事業者としても、 いる状況にあ ネ る状

号を記載 うことは、 をとるよりは 制 いう訳です。 0 て、その手段としてとられるようになっ により、 して販促し商品 が電話勧誘販売です。ネット等に電 が厳しい そうすると、ネット販売と 売上を上げていく方法をとるとい 想像に易 ネット販売という手段一つのみ 商 『品購入をしてもらう方法 他の方法も織り交ぜること の販売ができるもの いと思われます。そ € √ ・う多数 の、 íc 話 た 対

令和5年6月1日以降 電話勧誘販売 イメージ図

・郵便・信書便・電報・FAX・電磁的方法 ビラ・パンフレットに加えてテレビ・ラジオ・新聞 ・インターネットなどのメディア内の広告を 見た消費者からの電話問い合わせも対象

れてい

して電話をさせるというのは規制対象とさ

や新聞等)しか規制されず、ネットに記載

設けられて

ましたが、

限られた手段

Ĉ M

顧

客

から電

話

が

か

けら

れた場合の

規

制

4

新

4

電

話

勧

誘

販 売

0 間

題

点と法

規



業者が増えてきたため、今回規制することに

な

つ

たのです。

購入までもちかけるといった方法を行う

をかけさせ、本来予定していなかった商品

け穴として、昨今、ネットを見た顧客に電話

ませんでした。その点を各事業者が抜

消費者

商品「A」 を下さい

電話勧誘販売に という商品は $\lceil B \rfloor$ いかがですか? さらにお得な定期コース はいかがですか?

なっ

たのです。

ケー

スが今回

の

法改正

により規制の対象と

つ

た表現になるのでしょうが、そのよう

今風に言えば、アップ

セ

やク

口

ス

セ

ル

と

販売会社コールセン

の手続を行わない

、場合、

契約が取

消に

な

つ

付を課されたり

するなど、

事業者側

は

幾

7

か

商法の規制

対

象となっ

た場

~

書

面

の

交

必要となります。

無効となったりするため、十分に注意

5

終わり

等に表記のあり 限定をして行うことが 業者と顧客が1 分な注意が必要です。 室状況で行われるため、ネットでは表示でき 容は以上のとおりです。電話勧誘販売は、 できる方法と言えます。 ら電話が来た際の対応は、あくまでネット 今回 いような内容も伝えることが制限され また、他 0 電話勧 0 顧客 誘に 対 1 商 品品 関する改正の背景と内 を同 で話をするい から求められた商品 原 しかしながら、 則となることに 時に勧 めることも わゆる 顧 事

う事業者として、 行うことを徹底する必要があると言えます。 には、 を準備するなどして、法律に則 電話勧誘販売をネット オペ 1 ター 今回 0 に 対しト 法改正 販売と並 った方法 対応するた 行して スクリ

執筆者紹介

弁護士・薬剤師 小池 章太

【学歴】

海城高等学校 卒業

千葉大学薬学部総合薬品科学科 卒業 千葉大学大学院医学薬学府総合薬品科学科 修了 法政大学法科大学院 修了

【職歴】

平成 27 年 東証一部上場企業 入社

令和 4 年 丸の内ソレイユ法律事務所 入所

前職では弁護士と薬剤師の資格を活かし、企業で調 剤薬局事業に関連する事業承継の案件やDX 推進 等幅広い業務に従事した後、令和 4 年より弁護士法 人丸の内ソレイユ法律事務所入所。

弁護士としてだけでなく、薬剤師としての実務経験 を活かし、顧問企業へのリーガルサービスを行って いる。

広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1枚 11,000円



広告審查内容

リスク度、修正案、修正理由 リスク度は4段階で表現 ☆、★、★ ★、★ ★ 星が多くなるほどリスク高

作業優先、1枚当たりの審査費用がお安くなる「顧問プラン」もご用意しております。 チラシ1枚からスポットでご依頼頂けますのでお気軽にお問い合わせください。



主催ウェビナーのお知らせ



2023年6月29日(木) 14:00~14:30

弁護士って必要?

法務担当者が見過ごしがちなポイントを教えます

講師: 弁護士 柳澤 里衣

この度、まだ顧問弁護士を活用されていない企業様向け に、弁護士がどのように企業法務をサポートできるか、 化粧品メーカーの具体例を交えて解説するセミナーを開 催いたします。

本セミナーでは、弁護士に依頼する前に知っておくべき ことや、実際にどのようなサポートを受けられるのか、 リアルに体感していただけます。

企業法務に課題を感じている方は、ぜひご参加ください。

お申込はこちら(参加費は無料です)

https://inden-seminar.com/seminar/heldonholidays/202306_29-3/?cc=7100

おすすめスポットプラン

スタートアップ支援プラン 330,000 円~

美容健康分野新規事業立ち上げの際のリーガルサポートプランです。新規ECサイト開設に必須の法律文書作成、取扱商品への法的アドバイス、届出・申請等のアドバイスを弁護士が行います。

広告審査内製化支援プラン 330.000 円~

弁護士が貴社商品の広告審査マニュアル(NG 表現集)を作成し、広告審査の内製化を目指す プランです。マニュアル完成後は社内セミナー を行い知識の定着まで行います。

無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回30分無料でご相談を承っております。

【お問い合わせフォームはこちら】 https://www.health-beauty-soleil.jp/contact/

TEL: 03-5224-3801 E-mail: office@maru-soleil.jp